

第 1 章 計画改定の概要

第 1 節 計画改定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第 6 条の規定では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としています。

宇治市では、2008 年(平成 20 年)度に 2018 年(平成 30 年)度を目標年次とした「第 2 次ごみ処理基本計画」(以下、「第 2 次計画」という。)を策定し、ごみの減量化や適正処理等に関する様々な取り組みを進めてきました。この間、指定ごみ袋制度の実施、プラマーク分別収集の開始、環境教育の充実、また福祉部門と連携して、ごみ出しが困難な世帯を戸別訪問してごみ収集を行うふれあい収集の開始等を行ってきました。

こうした状況を踏まえ、ごみ処理に関する今日的課題や市民ニーズに的確に対応するため、改定時期を迎えたごみ処理基本計画の改定を行うこととしました。

第 2 節 計画目標年次

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 28 年 9 月 15 日付環廃対発第 1609152 号)では、目標年次は原則として計画策定時より 10～15 年程度としています。

本計画の計画期間は、2019 年(令和元年)度から概ね 10 年間とし、2028 年(令和 10 年)のごみの減量化に関する目標値を設定し、取り組みを推進します。

また、本計画は、策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。

第 3 節 計画の位置づけ及び性格

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画であり、同法のほか、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、各種リサイクル法などの法制度(図 1-3-1 参照)に基づき、ごみの減量化や適正処理を推進するための基本方針や施策の方向性を示すものです。

また、本計画は、「宇治市第 5 次総合計画」の部門別計画として位置づけられ(図 1-3-2 参照)、本市における廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するものです。

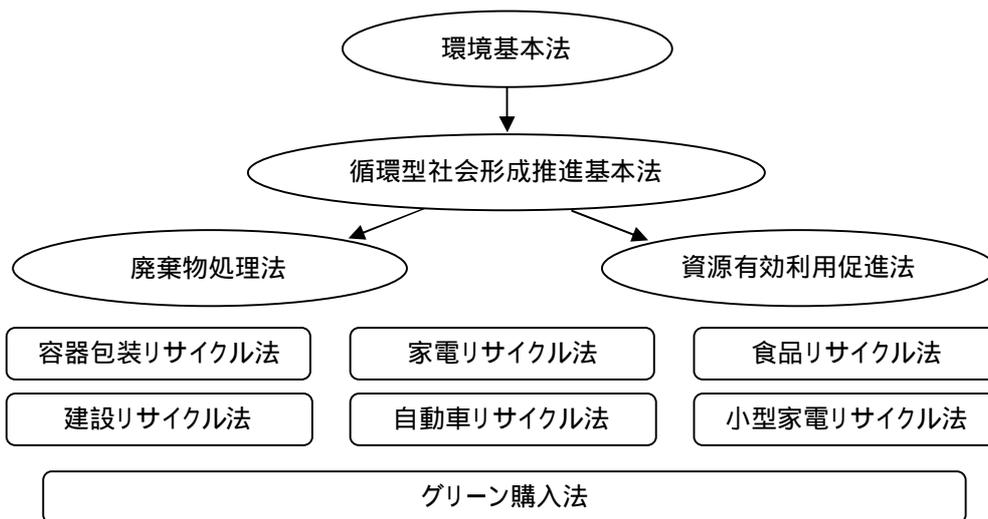


図 1 - 3 - 1 循環型社会形成に向けた法制度

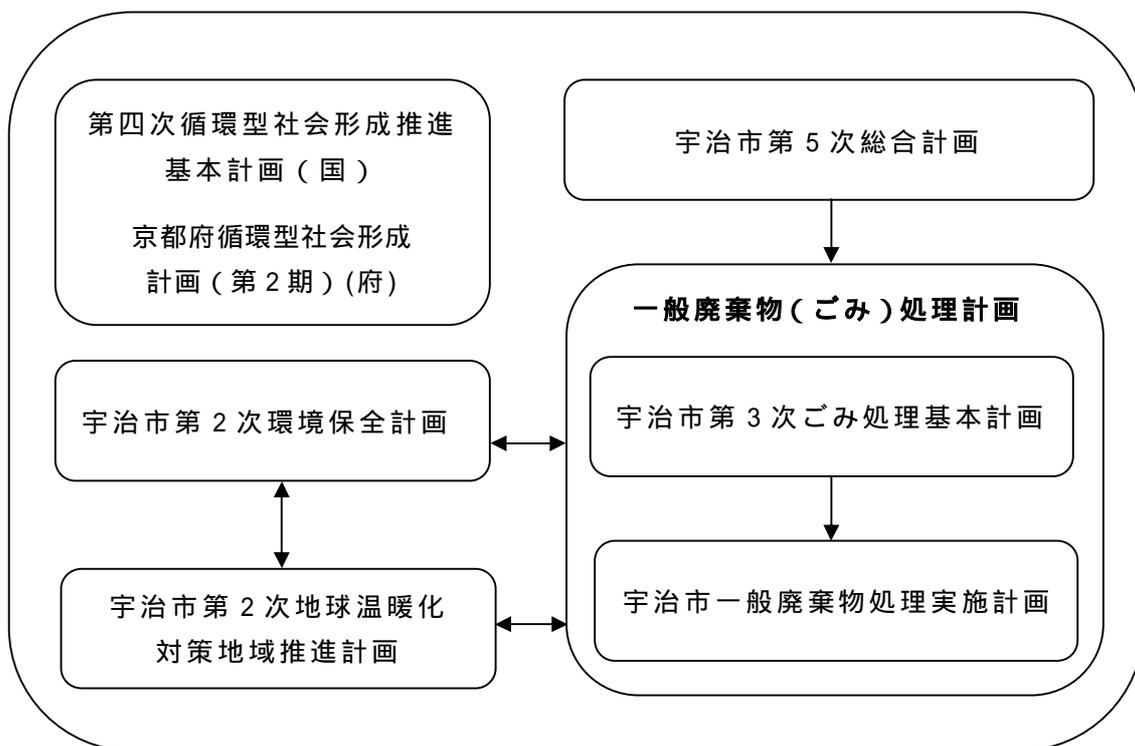


図 1 - 3 - 2 ごみ処理基本計画の位置づけ

(参考) 本報告書における数値の扱いについて

本報告書の表中などの数値については、端数処理の関係でそれぞれの数値と合計の値が合わない場合があります。